

第 1543 回 (6 月 2 日)

## 明治期農家負債統計の再検討

千 葉 修

農家負債の統計・調査は農業（農村）金融の構造をうかがわせるものである。本報告では、日本の農家負債の歴史的資料の代表である、大正元（1912）年公表の大蔵省理財局の調査について、明治期における農家負債・農業金融への問題関心と実態認識の変遷過程の中に位置づけながら再検討する。

明治前半期では、明治 10 年代後半のデフレによる農民の没落の進行の下、P・マイエットらが不動産の質入・書入に関する内務省資料等から農家負債の累積額を推計し、主にドイツ流の農業金融機関を設立する必要性を説いた。明治 19 年の登記法以降、不動産担保金融の全国的状況は司法省が把握した。

同じ頃、農商務省において前田正名は『興業意見』によって地方産業の振興構想と特殊銀行設立案を提起した。明治 23 年、彼の指導による「府県農事調査」においては、金融関係の調査項目（農家負債・貯金額、借入条件、土地質書入の状況）に注意が払われた。

明治 29 年、農業・工業者に長期融資を行う日本勧業銀行・府県農工銀行の法制化にあたり、帝国議会説明資料には不動産担保借入額残高や銀行の農業者貸付残高などの統計が付けられた。

さらに、農事試験場技師の斎藤万吉が精力的に行った農村経済調査から得られた農家負債の金利統計は、農商務省『本邦農業経済事情』（明治 42 年版）に掲載された。

また、明治 43 年の社会政策学会において農家負債問題を論じた高岡熊雄は、土地担保の負債総額については登記統計の不備を一部裁判所の資料からの推計で補い、その他の担保を含む農家負債については村是・郡是調査の事例から得られるデータを利用した。

明治 44 年、勧銀法・農銀法の改正によっ

て両行の貸付目的の制限条項が撤廃され、旧債借換え目的の貸付も認められた。以後勧銀・農銀は不動産銀行化するが、勧銀は大蔵省預金部の低利資金を産業組合等に供給する機関の役割も担っていく。この時の議会審議では農家負債の実状の説明が求められたが、政府委員は調査困難のため統計が不備であると答弁した。

こうして明治末期に大蔵省『全国農民負債調』の出現を見るのである。これには負債金額・人員の全国合計値の担保別・利率別・借入先別クロス表が示されており、従来の統計・調査が担保種類や地域を特定するか、あるいはおおまかな推計を行うにとどまったのに比較すれば、画期的な内容であった。

しかし、この統計については、① 調査時期・方法（調査主体）の不統一、② 非農業用資金の包含（以上、佐伯尚美氏）、③ 元大蔵大臣の勝田主計の文書に『負債調』の新資料（最終集計および農家以外の統計や府県別の担保・利率別統計を掲載）が存在する（渋谷隆一氏）などの批判がある。

③について検討すると、2 種類の統計値がそれぞれ流布したこと、しかし負債構成における高利的な前近代的金融機関（私人・貸金業・質屋など）の優越、という総体的特徴は共通であることがわかる。

また、府県別統計においては、利率の高低、担保種類の構成比から類型区分が可能であり、さらに府県の『産業調査』などに散見される借入先別データを加えれば、東北と四国地方の対比性が析出できる。